

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャクラシアン 株式会社クラシアン
 住所 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番地9
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク イマダ ケンジ 代表取締役 今田 健治
 電話番号 045-473-1581 ※情報公開用 0120-500-500
 FAX番号 045-473-1332
 メールアドレス o.enomoto@qracian.co.jp (総務部 榎本 修)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 26 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社クラシアン
〒222-0033

住 所 神奈川県横浜市港北区新横浜
三丁目1番地9

代表者氏名 代表取締役 今田 健治

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ クラシアン 株式会社クラシアン 奈良営業所		
住 所	〒639-1117 奈良県大和郡山市番条町15-1		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク イマダ ケンジ 代表取締役 今田 健治		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
428の57 代表取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 監査役 取締役 取締役 取締役 監査役 取締役・監査等委員 取締役・監査等委員 取締役・監査等委員 取締役・監査等委員 事業者の住所 本社住所	今田 健治 横山 淳 山口 聡一 木村 哲哉 加藤 慶悟 海老沢 克恭 木村 哲哉 海老沢 克恭 加藤 慶悟 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区 新横浜一丁目2番地1	今田 健治 横山 淳 山口 聡一 奥村 紘史 佐々木 隆幸 海老沢 克恭 松田 康利 森島 知恵 澁谷 展由 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区 新横浜三丁目1番地9	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社クラシアン
〒222-0033

住 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番地9

代表者氏名 代表取締役 今田 健治

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

横浜市港北区新横浜三丁目1番地9
株式会社クラシアン

会社法人等番号	0100-01-196589	
商号	株式会社クラシアン	
本店	<u>横浜市港北区新横浜一丁目2番地1</u>	
	横浜市港北区新横浜三丁目1番地9	令和 4年10月 1日移転 令和 4年10月13日登記
公告をする方法	<u>官報に掲載する方法とする。</u>	
	日刊工業新聞に掲載する方法とする。	令和 3年 2月 9日変更 令和 3年 2月15日登記
会社成立の年月日	平成30年11月21日	
目的	<u>1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工</u> <u>2. 水道衛生工事業</u> <u>3. 給排水に関する器具の販売</u> <u>4. フランチャイズチェーンシステムによる給排水設備工事業の加盟店の募集及び加盟店の指導育成</u> <u>5. 医薬部外品、台所用品、風呂用品、日用品雑貨、化粧品の販売及び輸出入</u> <u>6. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入</u> <u>7. 産業廃棄物処理業</u> <u>8. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業</u> <u>9. 警備業</u> <u>10. その他前各号の業務に附帯又は関連する一切の業務</u>	
	1. 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工 2. 水道衛生工事業 3. 給排水に関する器具の販売 4. フランチャイズチェーンシステムによる給排水設備工事業の加盟店の募集及び加盟店の指導育成 5. 医薬部外品、台所用品、風呂用品、日用品雑貨、化粧品の販売及び輸出入 6. 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入 7. 産業廃棄物処理業 8. 土木・建築工事の請負・施工	

	<p>9. 建物、設備の安全管理等の請負とその調査、保全及び修理に関する事業 10. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業 11. 警備の請負およびその保障に関する事業 12. その他前各号の業務に附帯又は関連する一切の業務 令和 4年 6月 30日変更 令和 4年 8月 1日登記</p>	
発行可能株式総数	150万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 96万4600株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。	
資本金の額	<u>金48億2300万円</u>	
	金1億円	令和 3年 3月 25日変更 令和 3年 4月 1日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社、関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部 令和 4年 7月 1日設置 令和 4年 8月 1日登記	
役員に関する事項	取締役	鈴木 一也 令和 2年 4月 1日就任
		令和 3年 3月 31日辞任
		令和 3年 4月 1日登記

	取締役	<u>今田 健治</u>	令和 2年 4月 1日就任
	取締役	<u>今田 健治</u>	令和 3年 6月30日重任
	取締役	<u>今田 健治</u>	令和 4年 8月 1日登記
	取締役	<u>今田 健治</u>	令和 4年 6月30日重任
	取締役	<u>今田 健治</u>	令和 4年 8月 1日登記
	取締役	<u>今田 健治</u>	令和 4年12月15日重任
	取締役	<u>今田 健治</u>	令和 4年12月28日登記
	取締役	<u>横山 淳</u>	令和 2年 4月 1日就任
	取締役	<u>横山 淳</u>	令和 3年 6月30日重任
	取締役	<u>横山 淳</u>	令和 4年 8月 1日登記
	取締役	<u>横山 淳</u>	令和 4年 6月30日重任
	取締役	<u>横山 淳</u>	令和 4年 8月 1日登記
	取締役 (社外取締役)	<u>横山 淳</u>	令和 4年12月15日重任
	取締役 (社外取締役)	<u>横山 淳</u>	令和 4年12月28日登記
	取締役	<u>山口 聡一</u>	令和 2年 4月 1日就任
	取締役	<u>山口 聡一</u>	令和 3年 6月30日重任
	取締役	<u>山口 聡一</u>	令和 4年 8月 1日登記
	取締役	<u>山口 聡一</u>	令和 4年 6月30日重任
	取締役	<u>山口 聡一</u>	令和 4年 8月 1日登記
	取締役 (社外取締役)	<u>山口 聡一</u>	令和 4年12月15日重任
	取締役 (社外取締役)	<u>山口 聡一</u>	令和 4年12月28日登記

	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和 2年 4月 1日就任
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和 3年 6月30日重任
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和 4年 8月 1日登記
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和 4年 6月30日重任
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和 4年 8月 1日登記
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和 4年12月15日退任
	取締役	<u>木村哲哉</u>	令和 4年12月28日登記
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和 3年 4月 1日就任
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和 3年 4月 1日登記
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和 4年 6月30日重任
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和 4年 8月 1日登記
	取締役	<u>奥村紘史</u>	令和 4年12月15日重任
取締役	<u>奥村紘史</u>	令和 4年12月28日登記	
取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和 3年 4月 1日就任	
取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和 3年 4月 1日登記	
取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和 4年 6月30日重任	
取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和 4年 8月 1日登記	
取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和 4年12月15日重任	
取締役	<u>佐々木隆幸</u>	令和 4年12月28日登記	
取締役	<u>海老沢克恭</u>	令和 4年11月 1日就任	
取締役	<u>海老沢克恭</u>	令和 4年11月 9日登記	
取締役	<u>海老沢克恭</u>	令和 4年12月15日退任	
取締役	<u>海老沢克恭</u>	令和 4年12月28日登記	

取締役・監査等 委員 (社外取締役)	海老沢 克 恭	令和 4年12月15日就任
		令和 4年12月28日登記
取締役・監査等 委員 (社外取締役)	松田 康 利	令和 4年12月15日就任
		令和 4年12月28日登記
取締役・監査等 委員 (社外取締役)	大石知恵 (森島知恵)	令和 4年12月15日就任
		令和 4年12月28日登記
取締役・監査等 委員 (社外取締役)	澁谷 展 由	令和 4年12月15日就任
		令和 4年12月28日登記
千葉県船橋市東船橋四丁目21番17号 代表取締役	鈴木 一 也	令和 2年 4月 1日就任
		令和 3年 3月31日辞任
		令和 3年 4月 1日登記
横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役	今田 健 治	令和 2年 4月 1日就任
		令和 3年 6月30日重任
		令和 4年 8月 1日登記
横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役	今田 健 治	令和 4年 6月30日重任
		令和 4年 8月 1日登記
横浜市青葉区美しが丘三丁目16番地35 代表取締役	今田 健 治	令和 4年12月15日重任
		令和 4年12月28日登記
監査役	加藤 慶 悟	令和 2年 4月 1日就任
		令和 4年12月15日退任
		令和 4年12月28日登記

	<p><u>会計監査人</u> <u>PwC京都監査法人</u></p> <p>令和 3年 3月31日就任</p> <hr/> <p>令和 3年 4月23日登記</p> <hr/> <p>会計監査人 PwC京都監査法人</p> <p>令和 4年 6月30日重任</p> <hr/> <p>令和 4年 8月 1日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <hr/> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>令和 4年12月15日変更 令和 4年12月28日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <hr/> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>令和 4年12月15日変更 令和 4年12月28日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p>
監査役設置会社に関する事項	<p><u>監査役設置会社</u></p> <p>令和 4年12月15日廃止 令和 4年12月28日登記</p>
監査等委員会設置会社に関する事項	<p>監査等委員会設置会社</p> <p>令和 4年12月15日設定 令和 4年12月28日登記</p>
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	<p>重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある</p> <p>令和 4年12月15日設定 令和 4年12月28日登記</p>

横浜市港北区新横浜三丁目1番地9
株式会社クラシアン

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 令和 3年 1月28日設定 令和 3年 4月23日登記
登記記録に関する事項	令和2年4月1日東京都千代田区大手町一丁目1番1号から本店移転 令和 2年 4月15日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

令和 5年 3月27日

横浜地方法務局港北出張所

登記官

宇 山 聡



定 款

株式会社クラシアン

令和4年12月15日改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社クラシアンと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 給水装置工事の設計と施工及び排水設備工事の設計と施工
- (2) 水道衛生工事業
- (3) 給排水に関する器具の販売
- (4) フランチャイズチェーンシステムによる給排水設備工事業の加盟店の募集及び加盟店の指導育成
- (5) 医薬部外品、台所用品、風呂用品、日用品雑貨、化粧品の販売及び輸出入
- (6) 消臭剤、洗剤、滅菌剤、脱錆剤、防錆剤、洗浄剤、微生物廃棄処理剤等の各種化学製品の製造、販売及び輸出入
- (7) 産業廃棄物処理業
- (8) 土木・建築工事の請負・施工
- (9) 建物、設備の安全管理等の請負とその調査、保全及び修理に関する事業
- (10) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険代理業
- (11) 警備の請負およびその保障に関する事業
- (12) その他前各号の業務に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、150万株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当社の承認があったものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社は、事業年度の最終日において、株主名簿に記載され、又は記録されている議決権を有する株主を、当該事業年度の終了後に招集する定時株主総会において議決権を行使することができる者とする。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、前項に規定する日と異なる日現在の株主名簿に記載され、又は記録されている議決権を有する株主を、その定時株主総会において議決権を行使することができる者とする。この場合は、法令に従って公告するものとする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 株主総会の招集通知は、その会日の1週間前までにこれを発する。

3. 前2項にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、3名以上とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議において選任する。

2. 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議において選任する。

3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

(代表取締役の選定)

第20条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。また、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。

2. 前項の規定により定められた者に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、又は議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会を招集する者は、取締役会の3日前までに、各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会）

第29条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

（常勤の監査等委員）

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第31条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

2. 監査等委員会の招集通知は、監査等委員会の3日前までに、各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監査等委員会の決議）

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第34条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社は、事業年度の末日における剰余金の配当をその後3箇月以内にするときは、当該事業年度末日の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者を、当該配当を受ける権利を有する者とする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 2022年12月15日開催の臨時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第426条第1項の規定に基づく取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
2. 2022年12月15日開催の臨時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項の規定に基づく賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

上記は、当社の定款原本に相違ありません。

令和5年3月29日

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番地9

株式会社クラシアン

代表取締役 今田 健治



遅延理由書

水道事業者 様

申請者

名称 株式会社 クラシアン

住所 〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番地9

代表者氏名 代表取締役 今田 健治

このたび、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書の提出につきまして、変更のあった日より30日以内に提出をしなければならないところ、下記の理由により、遅延いたしましたことをご詫言申し上げます。

今後このようなことがないよう、十分に注意いたしますので、この度につきましては、何卒ご高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

遅延理由 業務が立て込んでいた為、対応が遅延いたしました。

以上